

## 「外来医療計画」の策定について

## 1 外来医療計画について

医療法及び医師法の一部改正により、外来医療計画を策定し、医療計画に追加することとされた。(平成 31 年 4 月 1 日施行)

## ①趣旨

- ・これまでの入院医療の議論に加え、外来医療機能の偏在是正のため、外来医療計画を策定する。
- ・外来医療計画の策定にあたっては、外来医師偏在指標等の情報を可視化することで、外来医療機関間での機能分化・連携などについての議論を行い、外来医療に係る医療提供体制の確保を図る。

## ②計画期間

2020 年度からの 4 年間 (2024 年度以降は 3 年ごとに中間見直しを行う)

## ③盛り込む事項

## (1)外来医師偏在指標を用いた外来医師多数区域の設定

2019 年 7 月頃に厚生労働省が算出する外来医師偏在指標<sup>※1</sup> (患者流出入の調整後)に基づき、外来医師多数区域<sup>※2</sup>を設定

※1 : 外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握が可能となる指標

医療需要 (ニーズ) 及び人口構成とその変化、患者の流出入等、医師の性別・年齢分布、医師偏在の種別 (区域、入院/外来) を勘案した人口 10 万人対診療所医師数

※2 : 外来医師偏在指標が全二次医療圏の中で上位 33.3%に該当する二次医療圏

<参考>国が示している現時点の外来医師偏在指標

| 区分    | 指標値   | 外来医師多数区域 |
|-------|-------|----------|
| 全国    | 106.3 |          |
| 新川医療圏 | 83.3  |          |
| 富山医療圏 | 104.2 | ○        |
| 高岡医療圏 | 96.6  |          |
| 砺波医療圏 | 90.3  |          |

※医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会 (第 30 回) より

## (2)外来医療機能に関する情報

夜間休日等の初期救急医療の提供状況、在宅医療の提供体制、公衆衛生に係る医療提供体制等の情報

## (3)医療機器の効率的な活用に係る計画

医療機器 (CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ) の配置状況、共同利用の方針及び具体的な共同利用計画

## (4)協議の場の設置

病院・診療所の管理者等医療関係者、医療保険者、市町村等が課題を議論する場

## (5)協議を踏まえた外来機能に関する外来医療機関間での機能分化・連携方針

## 2 協議の場について (案)

- ・外来医療計画に係る協議の場を各圏域の地域医療構想調整会議とする。
- ・協議の場での主な協議事項は次のとおりとする。
  - ①可視化する外来医療機能に関する情報、地域での機能分化・連携方針等
  - ②医療機器等の共同利用方針及び共同利用計画
  - ③外来医師多数区域において、新規開業者に求める外来医療機能

※外来医師多数区域においては、新規開業者に対して、地域で不足する外来医療機能を担うことを求めることとされている。

# 地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応

医療従事者の需給に関する  
検討会 第28回医師需給分科会  
(平成31年2月18日) 資料

## 基本的な考え方

○外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っており、また、医療機関間の連携の取組が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている等の状況を踏まえ、(1) 外来機能に関する情報を可視化し、(2) その情報を新規開業者等へ情報提供するとともに、(3) 地域の医療関係者等において外来医療機関での機能分化・連携の方針等について協議を行うことが必要である。

## 対策のコンセプト

### (1) 外来医療機能に関する情報の可視化

○医師偏在の度合いが指標により示されることにより、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握が可能になる。

### (2) 新規開業者等への情報提供

○可視化された情報を、新たに開業しようとしている医療関係者等が自主的な経営判断を行うに当たっての有益な情報として提供する。

### (3) 外来医療に関する協議の場の設置

#### ○可視化する情報の内容の協議

・可視化する情報について、より詳細な付加情報（地域ごとの疾病構造・患者の受療行動等）を加えたり、機微に触れる情報（患者のプライバシー・経営情報等）を除いたりといった対応のために、地域の医療関係者等が事前に協議を行い、より有益な情報とする。

#### ○地域での機能分化・連携方針等の協議

・充実が必要な外来機能や充足している外来機能に関する外来医療機関間の機能分化・連携の方針等（救急医療提供体制の構築、グループ診療の推進、医療設備・機器等の共同利用等）について地域の医療関係者等と協議を行い、地域ごとに方針決定できるようにする。

上記の協議については、地域医療構想調整会議を活用することができる。

今後のスケジュール（案）

| 時期           | 県医療審議会<br>県医療対策協議会   | 各地域医療構想調整会議  |
|--------------|--|--|
| 2019年<br>4月  | 第1回<br>・方向性等について   |  |
| 7月           | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     国が医師偏在指標及び外来医師偏在指標を公表                 </div>    |  |
| 8月頃          |  | 第1回<br>・外来医療計画の策定の手順等  |
| 10月頃         |  | 第2回<br>・外来医療機能の現状・課題等  |
| 12月頃         |  | 第3回<br>・外来医療計画素案   |
| 2020年<br>1月頃 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     パブリックコメント、市町村、関係機関への意見聴取                 </div> |  |
| 2020年<br>3月頃 | 第2回<br>・計画案について  | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     外来医療計画策定                 </div> |